

## ふるさとあわらサポート基金返礼品協賛事業者募集要項

### 1. 目的

ふるさと納税制度によるあわら市への寄附を促進するとともに、地元特産品の PR や販売促進を図るため、あわら市にふるさと納税をした寄附者に対し返礼品として進呈する商品を募集します。

### 2. 協賛事業者

#### (1) 要件

協賛事業者は、次に掲げる条件の全てを満たすものに限りします。

- ・ 市内に本社（店）、支店、営業所又は工場等のいずれかを有する法人、団体又は個人であること。ただし、本市に縁のある法人、団体又は個人として認めた場合はこの限りでない。
- ・ 市税等の滞納がないこと。
- ・ 代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。

#### (2) 協賛事業者のメリット

- ・ 市ホームページ及びふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」(<https://www.furusato-tax.jp/>)のあわら市のページに、返礼品の画像、商品名、事業者名が掲載されます。
- ・ 市が作成するふるさと納税パンフレットに、返礼品の画像、商品名、事業者名が掲載されます。
- ・ 返礼品の発送時に、自社商品パンフレット等を同封することができます。

### 3. 返礼品

#### (1) 要件

返礼品は、次に掲げる要件の全てを満たすものに限りします。

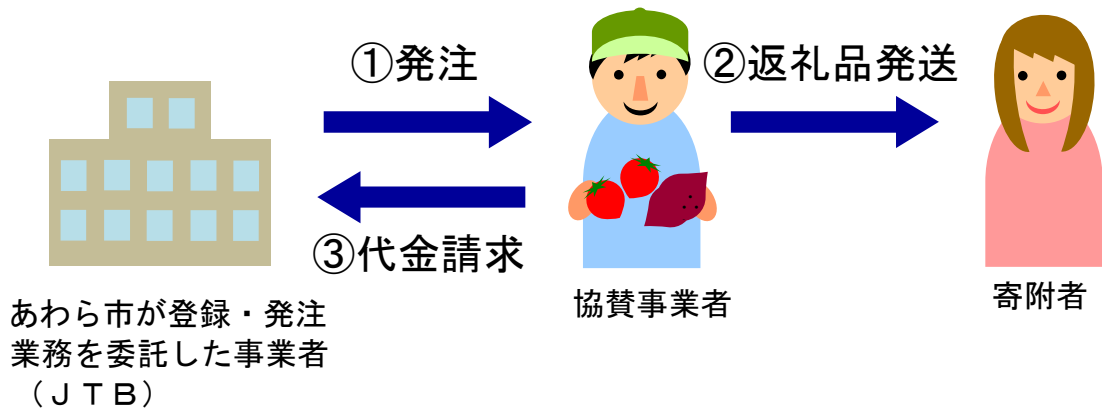
- ・ 本市の魅力を伝えられるもの、市の PR につながるもの等で、市内で生産、製造、加工、販売、サービスの提供等がなされているものであること。
- ・ 一般的な輸送に耐え得るものであること。
- ・ 市からの発注後、協賛事業者自らが速やかに発送できるものであること。
- ・ 季節限定のものについては、数量的に安定供給が見込めるものであること。

#### (2) 返礼品の価額

返礼品の価額は、次の表のとおりとします。

寄附金額	返礼品の価額
5 千円以上	寄附金額の 3 割以下 (消費税含む。ただし、送料は別。)

#### 4. 返礼品発送業務の流れ



#### 5. 応募方法

あわら市役所市民協働課（0776-73-8003）までご連絡ください。詳細を説明させていただきます。

#### 6. 審査結果の通知

応募のあった返礼品については、その内容を総合的に審査し、結果を通知します。

#### 7. その他留意事項

- ・ 協賛事業者は、本事業で知り得た寄附者の個人情報の取扱いについては、あわら市個人情報保護条例その他関係法令を遵守しなければならない。
- ・ 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用してはならない。
- ・ 協賛事業者は、返礼品の発送の遅延、または品質や送付過程において問題が生じた場合は、速やかに市へ報告すること。
- ・ 協賛事業者は、返礼品の発送及び品質に関して寄附者から苦情等があったときは、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情の内容について市へ報告すること。この場合において、品質等による保証や苦情対応について、市は一切責任を負わないものとする。

#### 8. 申込み先

〒919-0692 福井県あわら市市姫三丁目1番1号

あわら市創造戦略部市民協働課 市民活躍推進グループ

TEL 0776-73-8003

FAX 0776-73-1350

E-mail [kyoudo@city.awara.lg.jp](mailto:kyoudo@city.awara.lg.jp)